



# 各種インセンティブ制度の改正について

令和8年度より、「インセンティブ契約制度」、「報奨の額」、「作業効率化促進制度」については、「**生産性向上推進制度**」として以下のように改正されました。

## ① インセンティブ料の改正

報奨の額は廃止し、インセンティブ料を改正

- 報奨インセンティブ料 **最大75%**
- **補填インセンティブ料の加算**

## ② 工程改善等の支援(作業効率化促進制度は廃止)

新たに、生産性向上に取り組む企業の皆さまに部外力を活用した工程改善等の支援をご用意しています。本支援については、作業現場の改善だけではなく、個別のご希望にも対応した工程管理方法等についても多面的にコンサルティングを実施します。

本支援により**原価改善が確認できた場合についてもインセンティブ料(50%)を付与**させていただきます。

### ホームページ掲載先

<https://www.mod.go.jp/atla/souhon/index.html>



### お問い合わせ先

改正概要について 調達管理部 調達企画課 内線 35891

制度利用について 調達管理部 原価管理官付 内線 35750